



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2018
9.1

no.158

Report

① フィリピン訪問30年の軌跡

人権センターとちぎ企画委員 安田 耕一 1

② 第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州 子ども活動支援報告

子ども権利条約ネットワーク(NCRC) 7

③ 第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

2017年度トランスジェンダー生徒交流会報告

トランスジェンダー生徒交流会 土肥 いつき 13

③ 第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

人権を語り合う中学生交流集会 '17

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会事務局 次本 知己 16

Document 2018.5.1 ~ 2018.7.31

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

23



フィリピン訪問30年の軌跡

人権センターとちぎ企画委員 安田 耕一

はじめに

おり重なる山やまの谷間に点在する家いえが見える。それをおおい隠すように雲がわいていく。まるで海辺の町の入り江を山の上から見ているようだ。雲の下は雨。ときに集中豪雨をもたらす荒々しい流れは音をたてて山肌を削り、道をおし流して私たちの足をとめる。私たちが向かうナルセブは天空の村である。ナルセブのあるベンゲット州はコルディリエラ行政区（ベンゲット、マウンテン、イフガオ、アブラ、カリंगा、アパヤオの各州で構成されている）と呼ばれ 2000 メートルに迫る山がちな山岳地帯。炎熱のマニラから 350 キロほど北にあるバギオ市はコルディリエラの玄関口の都市。マニラとは想像できない冷涼な空気に満たされている。この地に通い始めて 30 年の歳月がすぎた。いま、この地に 1 つの保育所の建設と運営、隣接する 3 地区の生協活動を支援している。私たちは海外支援に特化した NGO ではなく部落解放運動の経験があるにすぎない。そのとりくみは試行錯誤の連続。つながりたいと願う気持ちだけがこの地に向かわせた。

初めて訪れた村

ナルセブは私たちが初めて訪れた村。100 世帯ほどがけわしい山腹に散在するイバロイ民族の村だ。電気はなく水道は各戸では湧水や天水を煮沸して飲料としていた。アンブクラオダム建設で移ってきた人たちだ。私たちはそこからコルディリエラ各地へと訪問の旅をつづけた。このナルセブには「山下ロード」が通っている。太平洋戦争中バギオから敗走する第 14 師団の司令官山下奉文大将の部隊が敗走した道である。現在のハルセマ街道の 21K からアンブクラオからプログ山の裾をまわり、カヤパをへてアリタオにいたる。兵士だけでなく民間の日系人を盾にした敗走は多くの犠牲者が出た。その後、私たちはバギオの日系人組織 (ABON) から多くの貴重な証言を聞くことになる。おぼつかない細い糸を切ってはならないという願いから手探りで交流がつづいていた。

90 年代からは CPA (コルディリエラの諸民族を組織する組織) の主催する「コルディリエラデイ」に代表派遣をつづけた。「コルディリエラデイ」は、外国資本を導入するための電力確保のためコルディリエラ地域の河川にダムが計画された。ダム建設に反対するカリंगाのリーダー、マクリーンドゥラグが政府軍に暗殺された。彼の死を覚え、コルディリエラデイとして諸民族の団結を訴える集会である。低地のタガログ語を話す人たちからは「遅れた奴ら」だと卑下され差別されてきた人たちである。私たちはコルディリエラデイの前後に先住民族や都市スラムを訪問しながら彼らの生活に触れた。

出会い・つき動かした思い

1986年11月。部落解放同盟関東ブロックの青年20人ほどがフィリピンのネグロス島を訪れた。サトウキビプランテーションがひろがるこの島で、砂糖の国際価格が暴落して作付けが停止された。アシエンダと呼ばれる農園の労働者家族は収入を失い飢餓が発生した。多くの乳幼児が命を落とす深刻な事態がひろがった。フィリピンのキリスト教協議会(NCCP)は世界に向かって救済を訴えた。日本では日本キリスト教協議会(NCCJ)がネグロスキャンペーン委員会を組織して救済活動を開始した。



▲1986年11月、サトウキビ労働組合のサージ議長から話を聞く(ネグロス島)

このキャンペーンを知ると訪問への思いがこみ上げた。日本では「飽食」が言われ出した時代である。どこに「飢餓」を生みだすからくりがあるのか。私はこの目でみたかった。当時の部落解放運動は、戦後の総評・社会党主導の平和勢力を友誼団体として運動にとりくんでいた。当時の国際連帯といえば、政党別に色分けされたような日中・日朝友好運動、また、ベトナム反戦運動を経て韓国の軍事独裁政権に反対する人たちによる連帯運動のとりくみがされていた。これらのとりくみは日本のアジア侵略の反省から生まれた政治色の濃いものであった。部落解放運動は反差別を掲げてはいたが、国境を越えた視点をいまだ持ち得ていなかった。私たちは隣人としての生身のアジアと出会っていなかったことを感じていた。

フィリピンと日本の距離

フィリピンはアジアであり、太平洋戦争最大の激戦地であり、100万人の市民が自分たちとは関係のない日本とアメリカの利権争いの犠牲にされた。戦争以前から日本人は仕事を求めてフィリピンにわたった。辛酸をなめながら日系人社会をすでに築いていた。当時のフィリピンの開発独裁に抗するフィリピン民衆への関心は、韓国民民主化闘争に比べて高いとはいえなかった。日本の商社が独裁政権にとりいって商機をつかもうとしていた。1972年9月、任期切れを前にした当時のマルコス大統領は戒厳令を発し、翌年に「日比友好通商航海条約」の批准を強行した。日本では1960年に批准されていたがあまりにも日本に有利な条約のために、フィリピン国内では強い反対の声があった。その結果、保護的性格の強かったRA(共和国法)3521と呼ばれる水産法は無効になった。日本の船団は近海におしよせ魚をとりつくした。他領域にも及ぶこの条約で、日本の経済投資額は、40万ドル(1970年)から、戒厳令後は約379倍の1億5157万ドル(1976年)に伸びた。企業数でいうなら59社(1970年)から741社(1981年)が資本投下をした。そうした国を変えようとする新人民軍(NPA)のゲリラ活動と政府軍との戦闘も依然活発だった。

86年の訪問では北部ルソンの先住民族の連合体であるコルディリエラ民族同盟(CPA)と出会い、フィリピンの先住民族の置かれた状況を知る。87年には「アジア先住民族連帯会議」に招かれ部落問題の説明を求められた。代表参加をした和田献一・部落解放同盟栃木県連事務局長(当時)は「部落解放同盟の運動論をそのまましゃべったがほとんど理解されなかった。差別や人権侵害、抑圧などは先住民族との共通の課題でもある。部落問題を人権論で説明し、国連の先住民族の権利宣言に繋がる人権論の普遍性に出会うことが必要」だと痛感する。「個別の部落問題から普遍性を持った人権論へ理論整理する必要性がある」と語る。和田は「同和行政から人権行政への流れが求められていく中で、個別課題から人権の普遍性に繋がる議論が必要とされた。憲法原則や国際人権諸条約の人権原則が機能することの重要性である」とのべ、人種主義への警戒と理解を運動内部から論議することの大切さを主張する。その意味でフィリピンへの訪問は、私たちが出会う初めてのアジアであり世界だった。その衝撃は大きく、参加したそれぞれがそれぞれの思いを心に刻んで帰国した。部落解放運動を母体とする反差別国際運動(IMADR)が発足するのは1988年1月である。



▲1990年4月、コルディリエラデイでのようす(カリंगा州コナー)

プロジェクトの失敗

ナルセブから山を下った場所にあるラビーを訪れたとき、高床の家の下に保育所があり卒園式の最中だった。翌年訪れると水害で高床の家もろとも保育所は消えていた。小さな小屋で保育がされていたが、ここで保育所建設の要望を聞くことになる。村の役員もふくめて論議し、資金は出すが土地と建設は地域の人の無償労働とすることを条件に資金を提供した。正直、役に立てるといふ心地よさがあり、訪問をつづけることに張り合いを感じた瞬間だった。

翌年には柱が4本立てられていた。工事の遅れが気になったが、村人が仕事を休んで行うこと、「早くやれ」とは言えなかった。その次の年は完成ということだった。翌年には胸の高鳴りを押さえながら村に到着すると人気はなく、昨年立っていた柱には個人の家が建っていた。村人はみな語らない。「知らない」と言う。「あれだけ論議したではないか」という思いがよぎる。仕方なく私たちは帰ることにしたが最終のジブニーで来たため数キロの山道をハルセマ街道まで歩くしかなかった。そのとき「あなたたちを知っている」という女性が自分の家に招いて泊めてくれた。しかし、中心にいた保育士は他村に嫁ぎ事業は失敗、資金は霧散し



▲1991年4月、床下の子どもたちの卒園式(ベンゲット州ラビー)

た。先住民族の人たちとの信頼醸成の難しさを学ばされた。私たちは受け入れられてはいなかった。安易な善意はなんの意味もないかのようなだった。

新たなチャレンジへの逡巡

訪問の拠点になったナルセブは、バギオからジブニーで1時間30分ほどの山中。CPAの活動家に案内されてワシン・コシンさんの家を訪れた一夜を思い出す。ケロシンランプのおだやかな明かりに満たされた部屋で、私たちを前に子どもたちが賛美歌を歌ってくれた。外に出ると降るような星明かり。人工の明かりのない闇のなかに輝く星空は美しかった。尾根には州都トリニダットの明かりが見えた。

この村には山の上に建てられたキリスト教会があった。ナルセブに通い始めて6年ほどたった頃に、村びとからこの隣接地に保育所を建設してほしいと要請された。小学校は近くにあり、卒業すると隣村の中学校へ、高校はトリニダットだと言う。就学前教育(3～5歳)の場合が必要だと建設要求をされたが、ラビーでの失敗が脳裏をよぎった。

私たちも再チャレンジのつもりはあったが失敗を恐れていた。どのようにすればプロジェクトは成功するのか、そもそも1年に一度しか来ない者たちが、プロジェクトをすること自体が尊大であったかも知れない。それでも村びととの協議を重ねて「やろう」と決断したが、私たちは試されているのは、「信じる」ということだった。結局、合意内容は「土地は村人が提供する。建築資材は部落解放同盟が負担する。建設のための労働は村人の奉仕とする。建設工期は2年」ということだった。予算書を作成して建築資材を購入することになった。

しかし、プロジェクトは初年度から躓いた。予算どおりに建築資材が購入されなかったのだ。「村人には仕事がなく、建設に携わった日に食事と賃金を払った」と言う。「合意にはないことをするな」と苦情を言ったが、無理もないことはわかっていた。「あいつらはお金をもっているのだ」という空気も感じなくはなかった。それだけ生活の厳しさがあったということだ。何よりもこれで私たちがプロジェクト計画をキャンセルしてしまったら、互いにとって大きな傷をのこしてしまっただろう。否、現地の人たちにより大きな傷を残したことだろう。私たちは、互いが変わるきっかけを失いかけていた。

最初の年は柱だけが立っていた。この大きさの建物なのだなとおぼろげなイメージをつくり、子どもたちが跳ね回る姿を想像してみる。翌年には屋根まで完成することで再度約束したが、翌年に訪問すると「資材の高騰で十分に資材が購入できなかった」と言った。工事は進んでいなかった。結局、完成式を迎えるにはあしかけ5年の歳月を要した。

保育所は信頼の証

ナルセブの保育所建設は98年から始まり、2001年になってようやく完成した。その後は現在まで大きなトラブルはなく運営されてきた。順調といっていい。この保育所建設のプロジェクトは、直接地元の建設委員会に資金提供する形で始まった。現地を監督するNGOもなく資金の管理運営

の経験のない現地の人に任せるというやり方は冒険でもあった。多くの経験豊富な NGO はこのような支援をぜったいやらないという。このような形での支援は善意にあふれていたとしても無責任であり、現地の人たちだけが非難されることになりかねない。しかし、プロジェクト開始以前から数年間にわたって訪問をつづけ、信頼を積み上げてきたうえの決断のはずだった。私たちの「善意」は試されることになった。村びとたちは私たちの行動の「一挙手一投足」を見ているようだった。私たちにとっては繋がるための試練であり、意味ある経験を与えられる場になった。

完成式の日、地元の人たちからは「あなたたちでなければできない忍耐をしてくれた」という言葉があった。彼ら自身が約束を破らざるを得なかった現状を申し訳なく思っていることを感じた。完成までの紆余曲折をのり越えた互いの喜びと信頼をあらためて確認しあうことができた。どちらかがあきらめていたら保育所は完成しなかったということだけは確かだった。

開所式の前夜、私たちは持参した折り紙や色テープを切って飾りをつくった。当日は、村びと 50 人ほどが参加した。日差しを遮るシートが張られ美しく飾り付けられた保育所の前に建つキリスト教会の牧師が開所の祈りをしてくれた。テープカットがされ、村人たちと歌を唄い、子どもたちにはキャンディや持参した古着が手渡された。開所式終了後には、参加者全員に豚肉とビーフンの炒め物のランチで喜びを分かちあった。肉はよほどのことがない限り食べられないごちそうであった。この場所は私たちにとってかけがいのない場所になった。日本にいてもグーグルマップではっきりと緑色の屋根が見えるのだ。すごいことだ。



▲ 1993 年 4 月、灯油ランプに照らされて讃美歌を聞かせてくれた（ベンゲット州ナルセブ）



▲ 2001 年 4 月、完成したデイケアセンター（保育所）の開所式（ベンゲット州ナルセブ）

現状とこれからのこと

現在、私たちはナルセブの保育所の設備・運営資金を出しているが、保育士の給与は地元の役所が支払っている。私たちの支援は日本から持参した子どもたちの学用品や衣類のほか、給食設備やトイレの増設などに使われた。メンテナンスも必要な部分はあるが、米不足をきっかけに生協が発足して 10 年。軌道に乗り出した運営は、自力で店舗をオープンさせるまでに成長した。その力がやがて保育所運営に参加していくようになることを願っている。

そのほか、隣接する 2 つの地区で生協をたちあげた。私たちの支援は無償贈与ではなく投資とい

う位置づけ、あくまで主体は当事者の村人たち。村人たちが資金を出した分だけこちらも資金（投資）を出すというやり方。慣れない会計帳簿のつけ方には毎回時間を要している地区もあるが、生協内部で独自に小口融資を開始した地区もある。銀行や高利貸しよりも安い利率で返済する。貸出金額を増してほしいという要求も生まれている。これらの貸し付けの多くは、野菜作付けのための種を買いたいのだという。この地域の農業はハイブリットの種（一代交配種。作物から種を自家採取種できない）を買い続けなければならない農業。世界的な穀物メジャーに種と流通を支配されていることも世界規模の問題。ミンダナオのバナナプランテーションはその先駆けともいえる問題を生んだ。いま、ドールというバナナブランドは日本の大手商社の手にある。豊かな森林はすでに切り尽くされた。各所での大規模な鉱山開発による環境破壊も大きな爪痕を残している。

30年間、変わっていくフィリピンを見つめてきた。人口の1割が海外に出稼ぎに行く国はどこか異常だ。家族と引き離されて稼ぐ家族を知っているが、もはや日本自体が外国人労働者を受け入れなければ立ちゆかない国になった。私たちの国が異質な存在を受け入れる覚悟が求められている。その過程は異質な存在として排除・忌避されてきた部落解放運動の経験が生かされることは言うまでもない。何がどこまでできるのか、気の遠くなるような課題がある。小さな村での経験は大きな世界の経験に繋がっていることを教えてくれた。



▲ 2018年4月、生協の会計指導をおこなった（ベンゲット州ナルセブ）



▲ 2018年4月、持参した衣類を手にした子どもたち（ベンゲット州ナルセブ）



▲ 2018年4月、生協総会で歓迎の歌を歌う子どもたち（ベンゲット州ナルセブ）



▲ 2018年4月、返礼の絵を描く保育所の子どもたち（ベンゲット州ナルセブ）



第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子どもの権利条約フォーラム2017 in信州 子ども活動支援報告

子ども権利条約ネットワーク (NCRC)

子どもの権利条約ネットワーク (NCRC) は、1991 年の設立以来、子どもの権利条約の普及・推進のための取り組みを全国各地で行っています。

その中でも、「子どもの権利条約フォーラム」は、1993 年から毎年、子どもの権利条約ネットワークが呼びかけ、現地実行委員会と協力のもと、全国各地で開催し、以下の趣旨・目的のもと、条約の実施・普及や子ども支援にとりくむ個人・NGO/NPOなど団体の交流、自治体との協力・連携をすすめています。

○趣旨・目的

- (1) 子どもの権利条約に関連した実践の交流
- (2) 子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり
- (3) 行政との建設的な対話
- (4) 子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
- (5) 子どもの権利条約の普及・広報

今回、25 回目の開催となる「子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州」は、2017 年 12 月 2 日(土)・3 日(日)に、長野県茅野市を会場に開催となりました。

フォーラムには、開催地の市民・子どもを中心に、それまでにフォーラムを開催した地域からの参加もあり、例年、500 -800 人ほどの参加があります。子ども自身も 100 -200 人ほどが毎回参加をしています。

たとえば、過去にフォーラムの運営に携わった子どもスタッフからは、「自分たちがバトンパスをしたフォーラムがどんな風に引き継がれるのか、自分たちの目で見たい」「学校のともだちとはちがう、フォーラムでできた仲間とちがうまちにいてみたい」「(全国フォーラムでいろんな人に出会ったけれど) もっと、いろんな人に会ってみたい」等というたくさんの子どもたちの声がよせられ、「次開催地のフォーラムに自分たちも参加したい」という子どもも増えております。

そこで、本助成金を活用し、子どもの参加経費(自宅から会場までの交通費)を支援しました。

子どもの参加支援にあたっては、子どもの権利条約フォーラム関西、子どもの権利条約ネットワークの 2 団体が、それぞれ子ども世代に呼びかけ、小学生世代 7 名、中学生世代 4 名、高校生世代 4 名、合計 15 名の子どもたちがフォーラムに参加することができ、子どもの権利条約および子ども

の権利保障について考える大切な時間をすごすことができました。

以下、本助成金を活用してフォーラムに参加した子どもの感想を報告いたします。

関口 綾乃 (小5)

わたしが子ども権利条約フォーラム2017IN 信州に参加して楽しかったことは、ライブなどを交えた講演会の後の子供向けのウォークラリーと、分科会の子どもカフェでみんなで料理をしたこと、初心者向けの子どもの権利条約の勉強会で集まった人たちで4人ずつの小さなグループを作り、子どもの権利条約について楽しくわかりやすく勉強したことです。

ウォークラリーでは、いろいろなぞを解いていくのが楽しかったです。1つ目の分科会の子どもカフェでは協力しながらみんなで料理を作れたのが楽しかったし、たっせい感もありました。2つ目の分科会では、初心者向けの子どもの権利条約の勉強会で、わたしにもかんたんにわかりやすく勉強できました。

2018年のフォーラムはわたしが生まれ育ち、住んでいる足利市で開かれます。その時に大人むけの講演会を開くのもいいけれど、

あまり子どもの権利条約に興味のない子や小さな子でもわかりやすいイベントを開いたり、大人の意見と子どもの意見がわかちあえるような会が開かれるといいなと思います。

二葉 日葵 (小5)

長野のフォーラムに参加して楽しかったことは、いろんな地域の代表の人たちとやった「権利のオークション」です。権利のオークションは、自分がほしい権利に値段をつけて一番高い値段をつけた人が買い取るというものです。私がなぜこの権利のオークションが楽しかったかというと、人によって何が一番ほしくて、別にこれはいいかというのが全然違ったからです。権利をお金で買うっていうことをこれまで考えたことがなかったけれど、もしもほしいと思っても買い取れなかったらどうしようと思ったら不安でした。私は食べたりするのが好きだから「世界中のおいしい料理を好きなだけ食べられる権利」に3000円かけました。でも、(あっさり?かんたん?)他の人にとられてショックでした。ほしかったものがか買えないのもショックだけど、「権利が買えなかった」といわれたら、気持ちが沈みました。

そしてその後、「自分がほしい権利を一つ作って、もしその権利の中で一つしか選べないとしたら?」というのをしました。例えば、「弟とずっと一緒にいられる権利」や「世界中のおいしい食べ物を食べられる権利」そして「好きなことを好きなだけできる権利」などがありました。私ははじめ、「権利を作って」といわれたとき難しいと思ったけれど、みんなの話をきいて、身近なものから権利はつくれるのかと思いました。また、私は自分のことしか考えない権利を考えただけで、みんな他の人のことも考えた権利を考えていてすごいと思いました。なので私は、そのあ

とのみんなとの話し合いの中で「全部まとめて自由にできる権利は?」と言いました。そしたら会場みんなが笑っていました。「なんで笑われたのかなあ?」と思ったけれど「みんなのつぼにはいったなら、ま、いっか〜」と思いました。

近成 紗花 (小6)

私は初めて全国フォーラムに行きました。

去年は関西で自分たちがやった方だったけれど、反対に見ることができて、個性があるなと思いました。長野の人は関西に比べて、中高生が多かったのでクオリティーがとても高くてびっくりしました。謎解きゲームでは楽しく学べました。一番心に残っているのは、それぞれの地区の代表が話し合う時間でした。そこでは「権利のオークション」をして、「みんながほしいと思った権利を一つにしほらなければいけない」という議論をしました。

世界中のおいしい食べ物が食べられる権利、妹に会える管理などがありましたが、私なら「人に愛される権利」がほしいです。なぜなら、私一人だと何もできないからです。今回全国フォーラムに行ってみて、もっと参加したいと思いました。思ったことを、家族やほかの人に伝えたいと思いました。

海田 美優 (小6)

フォーラムに行ったら心に残ったことが3つあります。

1つ目は、発表のときのバンドです。きいたことのある歌や、大好きな歌を演奏していました。みんな上手で、楽しそうな笑顔はキラキラしていました。ギターもドラムも難しそうで、一生懸命さが伝わりました。2つ目は、子どものなぞときRPGです。外は寒かったけれど、その建物のことも知ることができました。友達にサインをもらったりもしたので、思い出にもなり、小さい子も楽しめたと思います。

3つ目は分科会Aです。私はずっとジェンカであそんでいました。昼ごはんのカレーうどんもおいしかったです。名古屋の友達と一緒にいろんなことを話して、ずっと笑っていました。今回のフォーラムは、前回のフォーラムよりも楽しいと思いました。初めて客としていったのですが、思う存分楽しめました。

浦本 蘭 (中1)

昨年、大阪で行われた全国フォーラム。「次に行われるのは長野!」そう聞いて、私は次のフォーラムがすごく楽しみでした!今度は「発表する者」から「参加する者」と変わる。参加するってどんな感じやろ。楽しいのかな?なんて思っていました。そして当日。いよいよ長野へ!電車に乗って、友達と話して楽しみました。席を交代したりして、みんな話したい人と話しているうちに到着!長野につきました!長野は自然が多くて、大阪とは違う楽しみ方が知れました。

そして全国フォーラムスタート!オープニングはバンド演奏から始まり、私が知っている曲もあれば、知らない曲もありました。それから軽音楽部に興味を持った?オープニングが終わって、次々と進んで「権利のオークション」が始まりました。私は、活動報告の担当だったので、舞台に残り、権利のオークションに参加しました。最初は「前へ出たら緊張するから全然喋れないだろう。」と思っていたら、色々自分の思っていることを存分に話せて、すごく楽しかったです。私は「やりたいことを好きなだけやれる権利」が欲しい!と言いました。賛成してくれる人が多くて、共感してくれているんだな、と心の中で少し喜びました!中には「妹に会える権利」や「世界中の美味しいものを食べられる権利」など、色々ありました。私には妹がいないので、少し共感しづかったです。世界中の美味しいものを食べられる権利というのも、それだったら私のやりたいことを好きなだけやれる権利で実行できると思ったので、自分の意見を貫き通しました。本当に楽しかったです。権利のオークションに参加して「楽しむ、学ぶ、考える」の3つが自分に身についたと思います!またみんなと電車に乗って、フォーラムに参加し、子どもの権利について考え、色々な人と気持ちを共有してみたいです!

加賀美 百香 (高3 / 18 歳)

今回、私は子どもの権利条約フォーラムに初めて参加させていただきました。

一番楽しかったのは、初日の権利オークション後のグループディスカッションです。

簡単な権利オークションから、どの権利が一番欲しいかを話し合い、最終的にはどの権利を選ぶかを小学生から中学、高校生までが自由に話し合いました。

話し合うことによって、自分たちならどんな権利が欲しいかを具体的に討論し、お互いの妥協点を決めていく、そしてだんだんと意見がまとまっていくのを実際に体験したとき、場が自然と主体的なディスカッションになっていくのを感じました。

学校でも、実際にこうしたグループディスカッションを行うのですが、権利オークションとは違って、どちらかといえば受動的でした。なかなか権利オークションのようなディスカッションは体験したことがなかったので、とても感動しました。

こうして意見交換出来たり、発表できたりする機会はあまりないので、緊張もしましたが、2日間子どもの権利条約フォーラムに参加して、本当にいろいろな方と意見交換することができました。新しい方とのつながりもできて嬉しかったです。

来年は足利で子どもの権利条約フォーラムを行うことが出来るので、頑張りたいと思います。ありがとうございました!

こどもNPO Teens' Café ささよし (18 歳)

私は、今回の権利条約フォーラムに行って様々なことを学び、そして様々な疑問が浮かびました。

分科会の内容はとても興味深く、メインイベントも見て飽きなかったのですが、かなり細やかに準備をしてきたのがとても良く伝わってきましたが、個人的には、あまり子どもの権利条約につ

いて触れられていないのではないかと思います。

具体的に言いますと、権利条約について簡単にわかりやすく触れてはいるものの、それだけで終わってしまうので、紹介した条文についてもっと詳しい説明や、なぜその条文が必要なのかなど、そういった話があれば良かったのではないかなと思いました。

今回のメインイベントで大人と子どもに別れてそれぞれ活動するイベントがあったと思いますが、両方共あまり中高生向けではなく、自分は子どもの方で活動していましたが、あまり権利条約について知ることが出来ないと思いました。

提案としては、自分の必要だと思う権利を複数選び、それをグループ内で発表し討論しあい、その内容を紙にまとめてグループごとで発表する企画があればいいなと思いました。

その他のイベントもよかったですと思いますが、子どもの権利条約フォーラムでやる意味がないんじゃないかと思うものもちらほらありました。

上記のことが次回に改善され、そしてより良いものになればいいなと思いました。

こどもNPO Teens' Café あや (18歳)

今回の子どもの権利条約フォーラムではいろんなことを考える機会がありました。1日目でのオープニングやメインイベントでは、小中学生以下がとても楽しそうに参加していたことがとても印象的だった反面、中高生には少し物足りないものだったと感じました。それぞれのすべての世代が楽しめる、参加できるものを作ることはとても難しい課題だと思います。今回のフォーラムではターゲットが絞られたものになっていたかなと思います。二日目の分科会では子ども食堂と高校生プライダルに参加させて頂きましたがこちらは普段体験できない貴重な時間でした。子ども食堂では主に中学生以上の方で調理を担当し、小学生の子達もデザート飾りを手伝ったりと楽しい交流ができました。高校生プライダルではその名の通り、結婚式のプランを考えるという分科会でしたが、実際に高校生が作ったプランの映像を見せていただいた時はとても感動しました。グループワークで自分も考えて意見を出す場面があり、とても楽しむことが出来ました。

東京シュール 江島遼

子どもの権利条約フォーラム 2017 に参加し、この2日間の中で様々な交流や体験をさせて頂きました。

私にとって一番印象的だったのは、前川喜平さんの基調講演でした。というのも、子どもの権利条約に関心があって参加される同年代の子どもの中にも、「学校に行くのは当然」という概念があるように感じたからです。後のパネルディスカッションなどでも、「学校が忙しい」、「学校や勉強などでやりたいことができない」などという意見が出たように、子どもたちの考えから、学校や学習に対する不満や苦勞が見て取れました。しかし、「子どもは学校に行くものだ」という考えが根付いているため、最低限、学校ありきで考えているのでは、と感じました。例えば会場内で子ども向けに配られる資料の枠外には「年、組、名前」という記入欄があります。それ

ほど学校に行くのは当たり前という文化が根付いているのです。しかし、子どもの権利条約の1つとして、「学校に行かなくてもいいよ」と言ってくれている条約はあるのです。「多様な教育機会確保法」という法律でも定められています。学校が合わなくて行きたくないという思いを無視して強制的に連れて行くという行為は、人権そのものを侵害しています。私は今、フリースクールに通っていて、小学校時代には公共学校の不登校経験があります。その時の大人は、子どもに協力的な姿勢をとっていても、当時の自分にとっては結局のところ「学校復帰」を目的として、強制的に学校に連れて行ったり、何とかして適応させようとあくせく動いたりする、ただの「嫌な大人たち」にしか見えませんでした。子どもの権利条約や教育機会確保法などのような保証される権利が当時にもあればよかったのですが、それらは近年になっての認知、または成立ですので、私は常に人生を否定されながらの肩身の狭い子供時代を過ごしました。しかし、現代にはそれらが保証される条約や法律があるのです。それによって、「イヤならば行かなくてもいい」という気持ちも尊重されることの認知度を上げていけば、と常に考えておりました。そんな中、子どもの権利条約フォーラム2017での前川氏の講演は、自分にとってまさに核心をつくものでした。文科省の中でも不登校の子どもに対して取り組んでいた、そんな大人の存在を一つ知ることができたのは、私に取っての大きなセンスオブワンダーであり、それは同時に、今回のフォーラムの「信じよう子どもの力、大人の心」というテーマに繋がるのではないのでしょうか。大人を信じるということは難しいことです。自分の両親や身近な大人たちはともかく、教育機関の大人というのは、自分の社会的立場や評価に囚執しがちなのだと思っていました。しかし、今回のフォーラムには、大人の心を信じてもいいのではないかと思えるものが感じられました。また、前川喜平氏の講演により、子どもの権利条約に興味や関心があり、活動に参加している子どもや大人の皆さんにも、不登校に関する権利が尊重されることの認知度が高まったように、私が一子どもとして、そしてフリースクール東京シュールのメンバーとして参加出来たことは、このフォーラムに、私自身にとっての強い意義を感じました。





2017年度トランスジェンダー生徒交流会報告

トランスジェンダー生徒交流会 土肥 いつき

2018年3月24日・25日に東京において第20回GID性同一性障害学会が開催されました。その2日目に、各地でLGBTの子どもたちのサポートをしている団体が集まって、シンポジウム「性別違和のある子どもたちの居場所づくり」をおこないました。わたしたちトランスジェンダー生徒交流会は、子どもの人権連の助成金を使って、そのシンポジウムに中学生と高校生のパネラー2人とコーディネーターを派遣することができました。今回は、参加した3人からの報告を掲載させていただきます。

第20回GID学会に参加して

トランスジェンダー生徒交流会 堀川ユウキ

今回、性別適合手術などが保険適応になった経緯や実情を詳しく勉強したいと思っていたことや、全国の当事者やかかわってらっしゃる方々と交流、情報意見交換したいと思い、GID学会に参加させていただきました。

1日目はGID学会20年の歩みや保険適応についての講演を聞きました。私が初めて参加した第7回大会から13年が経ちました。当時は性同一性障害の戸籍変更が認められて少しの頃でした。当時から自分の性別に違和感を持ち、戸籍の性別とは逆の性別で暮らしてはいたのですが、まだまだ幼く、話も難しいことだらけで、あまりついていけなかったのですが、13年経った今、ようやく保険適応になりました。これも、たくさんの諸先輩方のご尽力のおかげだと思います。しかし、まだまだ保険適応される側の条件も厳しく、保険でしてくれる病院も少なく、本当に手術やホルモン治療を必要とされる人のごく一部にしか適応されないのが残念に思います。今回GID学会でも認定医試験が実施されていたので、これからもっと病院が増えて必要とされる人全員が受けられたいと思います。

1日目の学会の後は全国交流会に参加しました。ふだんなかなか出会うことの少ない近畿圏内以外の当事者や、かかわってらっしゃる方々と意見交換しました。私は大阪在住ですが、地方に住んでらっしゃる方々は、まだまだまわりや学校の理解が乏しいところが多く、しんどい思いをされていました。保険適応の件もそうですが、理解も地域格差なく誰もが生きやすい社会にもっともっていかねければ、そのためにもっと自分自身も勉強して動いていかねばと思いました。

2日目は主に、午後からのシンポジウム「性別違和のある子どもたちの居場所づくり」（座長・土肥いつきさん）の交流会参加者の子どもたちや保護者の方の話での進行の役割を与えていただいたので、それに向けて動きました。お昼に福岡のFRENSさん、東北のESTOさん、東京のにじずさん、私も参加しているトランスジェンダー生徒交流会の4団体から話される4人

の子どもたちと保護者の方々と打ちあわせをしました。最初は同じような人が集まっているところになんて…という思いもあった人もいましたが、いざ参加してみると同世代の同じような悩みを持っている人と相談しあい、友達になれたとのことでした。

シンポジウムでは、見に来ているたくさんの大人たちが、今の現場の若い子の声を本当に聞きたいんだなあと感じました。話している子どもたちは、やはり最初は緊張と不安な表情でしたが、時間が経つにつれ、自分が話したいことをたくさん話してくれました。会場では泣きながら聞いてらっしゃる方もいました。初めて参加した GID 学会の第7回大会の時に、客席にいた私に土肥いつきさんがマイクを渡してきて「自分のこと少しでいいから話して」って言われた時、「自分の話なんておもしろくもないし、話すの下手やし」と思っていました、聞いてくれた方々がすごく優しい顔で声をかけてきてくれたことを思い出しました。今この子たちの世代がこのような経験をできて、感じることもたくさんあるだろうし、緊張しただろうけど、こんなにたくさんの大人が支えてくれてるって感じれるうれしい経験になっただろうなと思いました。みんな学校生活や日常生活で辛かったりしんどいことがあっても帰る場所がある、私にとってもトランスジェンダー生徒交流会はそういう場所なので、これからも大切な居場所であってほしいし、卒業生という立場ですが、学生たちが気軽に話しかけてくれて、少しでも年上の友達としてサポートしていきたい思いが強まりました。

GID 学会に参加させていただいて、たくさんのことを学び、たくさんのいろんな地域で活動されている方と出会いました。また、いつもの関西やトランスジェンダー生徒交流会のみんなとも、大阪で会う時とは違う環境だからか、いつも以上に話せ、仲良くなれました。私にとってこの2日間は大変貴重な経験となりました。ありがとうございました。

シンポジウムに参加して

高校生K

最初はけっこう、旅行感覚で行ってたんですけど、初日とかの話を聞いてるうちに、自分の体験とかを共有することってすごく大切なんやと思いました。

私たち子どもはまだまだ未来があるので、大人の方の経験とか、知識とか、トランスジェンダーの先輩があるから今こんなにも生きやすい世界になってるということを忘れないで、自分も後世につながるような生き方をしたいと思いました。今回のこういう話しあいなんかも、積極的に参加していけたらいいと思っています。生きやすくなったと言っても、まだまだ変えた方がいい仕組みとかがあると思うので、それを変えていけるように私もがんばりたいと思いました。

1日目は受付と講演を聞いたりするために会場にいてると、たくさんのLGBTの人たちがいて、その人達は見た目でもわかるくらい自分らしさで溢れているなどと思いました。今は学校生活で嫌な思いしたりすることはあるけど、そこで落ち込んだり凹んだりしてるとどんどん思考が悪い方に行ってしまうと思うので、その先輩たちの姿を見て前向きに生きる自信をもらえました。過去には辛い経験、嫌な経験をした人達でも今が楽しく生きれるなら私にでもできると思えたからです。発表も何もしてなかった時から、来てよかったなと思うことができました。

そして2日目の午後に私たちは前で発表しました。私は人前に出るとすぐ緊張するので、前に出て話をするのを依頼されて最初はすごくもやもやしていました。みんなに伝わるようにうまく話せるか、大きな声で話せるかなど、いろいろな不安を抱えていました。その不安を抱えたまま、とりあえず一緒に話す人に続いて前に出ました。自己紹介をする時も私たちのことをどういう目で見ているのかなどいろいろ考えてしまって、よけいに緊張してしまいました。話しかかったことも、話す前までは覚えていても、緊張して忘れてしまったりして、話す内容が薄くなったりしたので、よけいに聞いている人達がどう思ってくれるのかも不安でした。けれど、自分の過去の話などをしている時に、話を聞いている人達がうなづいたりしてくれているの見てすごいうれしかったです。こんなにも大勢の人達が私の話を聞いて、唸ってくれたり可哀想だと思ってくれたりして、味方はたくさんいるんだと気づきました。話が終わってから、私の知りあいや友達はとても褒めてくれて、めっちゃ良かった、とても聞きやすかったと言われホッと安心しました。そして驚いたのは聞いてくれてた人の中でも泣いている人がいると聞いたことでした。私は気づかなかったのでよけい驚きましたが、私たちの話を聞いて泣いてもらえるなんて思ってもいなかったけど、それほど気持ちが伝わっていたのかと思うとすごくよかったと思いました。時間の関係であまり思ったようにたくさん話すことはできなかったのが後悔でしたが、とてもいい機会になりました。もしまた同じような機会があれば、もっとたくさん話をしたいなと思いました。





第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

人権を語り合う中学生交流集会‘17

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会事務局 次本 知己

1 目的

中学生が学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会（同和対象地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校での語り合いの学習からスタートした。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになり、昨年からは県外からの参加者数が県内より多くなった。今年度で22回目の集会となった。

3 交流集会運営について

① 運営委員会

徳島県内参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算等を話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。

② 実行委員会

第1回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第2回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員の選出を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のキャッチフレーズやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合ったりする。今年度の実行委員会は次のような内容であった。

○ **第1回実行委員会**

日 時 4月29日(土) 13:30~16:30

場 所 板野町 町民ふれあいプラザ

参加者 6団体 32名(生徒22名、教員等10名)

内 容 ・中学生集会について説明
・これからの取組について

○ **第2回実行委員会**

日 時 5月13日(土) 13:30~16:30

場 所 藍住町 藍住中学校

参加者 6団体 42名(生徒31名、教員等11名)

内 容 ・中学生集会に向けて
・実行委員長 ・副委員長の選出
・これからの取組について(本大会での役割)

○ **第3回実行委員会**

日 時 6月10日(土) 13:30~16:30

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 6団体 38名(生徒30名、教員等8名)

内 容 ・ポスター原画・キャッチフレーズの選出
(応募総数 ポスター12点、キャッチフレーズ42点)
・本大会での役割分担
・作文発表を受けての語り合い

○ **第4回実行委員会**

日 時 7月8日(土) 13:30~16:30

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 7団体 31名(生徒21名、教員等10名)

内 容 ・本大会の進行マニュアルについて確認
・作文発表を受けての語り合い

○ **リハーサル**

日 時 7月29日(土) 13:00~15:00

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 7団体 37名(生徒25名、教員等12名)

内 容 ・進行マニュアルに従って本大会のリハーサル
・明日の本大会に向けて思いを語り合う

③ 交流会

本大会へは、今年度も鳥取県・福井県・香川県の中学生の参加があった。そのうち本大会の前日に来県した鳥取県・福井県の中学生とリハーサルに参加した中学生との交流会を今回ももった。レクリエーションなどを通して緊張をほぐしたあと場所を変えて夕食会に臨んだ。レクリエーションの班ごとに席についてもらったので、自然と会話が弾んでいった。最後には実行委員長の司会のもと、学校ごとに前に立って、明日の本大会に向けての意気込みなどを発表した。



④ 本大会 講演・午前の部

本大会は、徳島県内11校、徳島県外11校の22団体（教員だけの参加も含む）、中学生107名、高校生・大学生2名、教員等64名の173名の参加があった。講演では、同じ中学校出身の中学生交流集会OB・OG4人によるパネルディスカッションを行った。4人のうち2人は被差別部落に生まれ、自分の立場を自覚した時の話や、クラスで人権学習を行っていた時の思いなどを語った。人権学習が今の自分とどうつながっているかや、差別意識のある家族に対する思いや自分の中にある葛藤なども話してくれた。そして、この内容をもとに、質疑応答という形で会を進めていった。



⑤ 本大会 午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は2部形式で、生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱ合わせて5本の意見発表を行った。Ⅰでは人間らしい生き方や悪口について、識字学級との交流から学んだこと、Ⅱでは障がい者差別や人権学習からつながっていった家族への思いについての発表があった。発表者の思いを受けて、参加者から次々と意見や共感の言葉が出された。Ⅰでは、「悪口を言わないのはあまりよくない。言わずに我慢すれば、いつか爆発する。」という発言を受けて、言っていない悪口はあるのかや悪口の定義について等の意見や発言があり、活発な議論となった。



⑥ 報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。参加した中学生に対しては、年内に届けることができた。

4 2017年度 生徒感想（抜粋）

中学校1年

私は今回初めて「人権を語り合う中学生交流集会」に参加しました。そこで学んだことが二つあります。

一つ目は、まだ部落差別が残っていて、それによって苦しんでいる人がいるということです。集会に参加する前に、部落差別のことは少しだけ勉強していましたが、それは歴史上で起こった、ずっと昔のことだと思っていました。だから、パネリストの方々が、「部落のことは部落以外の人には分からない」と中学校のときに悩んでおられたり、親から結婚を反対されたりした経験を話されたりして、私はとても驚きました。そして、だからこそ人権学習をしなければいけないのだということも分かりました。人権学習を正しくしないと、部落差別やいじめはなくならないし、苦しい思いをする人を助けることができません。人権学習の大切さがよく分かりました。

二つ目は、自分の思いを相手に伝えたり、相手の悩みを受けとめたりするのは簡単なことではない、ということです。他県の中学生からもパネリストの方々からも、うまく思いを伝え合うことができなくてすれ違いが起こってしまった経験が語られました。アドバイスのつもりで言ったのに相手を傷つけてしまったり、逆に、相手の言葉をうわべだけではないのかと信じられなかったり、みんなうまくいかない経験があって、友だち関係の難しさに悩んでいることが分かりました。

この集会を通して、一番大切なことは、本音でぶつかることなのだと感じました。私は今まで、本音を伝えると人を傷つけてしまうと思っていました。だから、思っても言えないことがよくありました。でも、人権学習の場では、本音同士のぶつかり合いや議論がなければ何も解決しないし、本音で語り合う中で築き上げていくつながりが本当に強いものであるということを学ぶことができました。

これからは、人権学習のときだけでなく普段の生活の中でも、自分の考えや意見を大事にして、思っていることをうまく相手に伝えていこうと思います。そして、本当のつながりをつくってきたいと思います。



中学校2年

本大会に参加してみて、自分が今まで考えが及ばなかったような深い話を聞かせてもらうことができて本当に勉強になりました。作文で自分の意見を発表できたし、マイク係だったけど、自分が思ったことや考えたことを言うことができとても良かったです。中には家族とかの辛い事情を話してくれた子もいたし、自分が昔いじめられていたことを言っていた子もいたので、結構身の回りにはまだ私が気付いていないだけで、苦しんでいる子たちがいるんじゃないかなと思いました。すぐに気付いて、声をかけられるような、相手を思いやる心が持てる人になりたいです。また、4人の方の話を聞いて、本音でぶつかり合える人とは、すごく強い絆で結ばれるんだと感じました。「高校に入ったら人権について考える時間は、とても減る。」という事を聞いて、私は今、たくさんの機会を得て人権について学ぶことができているからそれが無くなったら何も考えなくなるのかなと不安になりました。だから4人のように自分で機会を探し、ずっと走り続けることができるように答えのない人権を学びたいと思います。来年の本大会がとても楽しみです。互いの考えをさらに深めることができうれしかったです。

中学校3年

たくさん話を聞く中で、いくつか心に残っている言葉があります。まず、一番最初にしてくれた話の中で、「マニュアルではなくその人に合った対応を」という言葉が印象に残っています。人は一人一人まったく違うので、一つのマニュアルだけで対応をするのには無理がある、という意味です。相手のことを考えて接することが大切なのだと思いました。他にもたくさん話を聞かせてもらって、やっぱり周りの人の存在が大きいなと思いました。相談は聞くだけでも、相手にとっては大きなことで「どしたん？」の一言が、その人にとって一番ほしい言葉かもしれないとわかりました。そして一番話が白熱したのは、悪口と助言の境界線についてでした。助言だと思っても、言い方次第では相手を傷つけ、悪口ととらえられてしまうかもしれません。言い方を気をつけなければいけないことがわかりました。いじめをなくすことも、まずは一人一人がいじめをなくすために今自分ができることを、しっかりとやっていくことが大切だと思いました。

中学校3年

私は、今回初めて「人権を語り合う中学生交流集会」に参加しました。森口先生からのお誘いを受け、とても不安な気持ちの中、参加しました。私は人権については、学校の人権学習の時間に先生の話をつただ聞いていた程度にしか知識や興味がありませんでした。しかし、去年の中学生集会の報告書を読み、少し人権に興味が湧きました。他校の生徒と仲良くできるか、きちんと意見が言えるかなどの不安でいっぱいでしたが、講演会や意見発表、他の人の意見を聞いて、自然と言いたいことが頭に浮かんできました。発言するのはとても緊張しましたが、

きちんと発表できて良かったです。

午前中の講演会では、中学生集会OB・OGの方々のお話を聞きました。特に心に残ったのは、kさんのお話です。kさんのお付き合いされていた方が部落の出身で、ご両親に結婚はだめだと言われたというお話を聞いて、もし私がkさんと同じ立場にあったらと考えました。自分の本当に好きな人との結婚を親に止められたら…。私ならまず親に疑問を抱きます。「なぜ部落出身の人と結婚したらだめなのか」と。そして、反論します。「生まれた場所が違うだけであって彼も同じ人間だ」と。「どここの出身だからって差別するのはおかしい」と。そうやって差別する親にはがっかりするし、好きな人にも申し訳なくなります。kさんは、結婚をご両親に止められ、とても悲しかったのではないかと思います。だから、人権のことについて思うことがたくさんあるのではないかと思います。

午後には、意見発表を聞きました。午後の討論で言い損ねたことがあったので、今ここで書きますが、「生きること」をきいて、「人にとって一番つらいのは『孤独』や周囲の人たちからの『無視』だ」という意見があり、私はその意見に共感しました。でも、「孤独」を知ることでも大切なことだと思います。もし「孤独」を知らなかったら人はどうなるのでしょうか。私は、自分の意志を持たない人間になってしまうのではないかと思います。すぐに人に流される人間になってしまったり、自分一人になった時に何もできなかったりと、自分の意志で動けない人間になってしまうのではないのでしょうか。私は、そんな人間になりたくはありません。自分が一匹狼のようになってしまうえば元も子もないですが、少しでも「孤独」を知っていれば、自分の意志を持っていられます。私は、人に流されず、自分の意志を持つ人間になりたいです。

今回の集会で、人権について学んだことがたくさんありました。部落差別のこと、いじめのこと、悪口のこと、障がい者差別のこと、家族のことなど、たくさんのことについて意見を聞き、自分自身でもたくさん考えました。ここで学んだことや考えたことを、これからの生活や人権学習に生かしていきたいです。今回は本当にありがとうございました。

中学校3年

私は、この中学生生活最後の夏休みで、人権について深く考えることができる、よい経験ができました。この中学生交流集会に参加しようと思ったのは、担任の先生から学級への呼びかけがあった時、直感的に「自分が行かないといかん」と思ったからです。私は、①真の人権とは何なのか、②なぜ人権なんてものが必要になったのか、③人権の重要性を知って、理解してくれる人がどうすれば増えるのかを学ぶため、私は交流集会に参加することにしました。

「他の教科と違って人権学習に正解はない。悩み続けることこそが正解なのかもしれない」まず始めに行われたパネリストの方による話で、最も心に残ったフレーズです。その方は看護師生活の中で気づいたことを聞かせてくれました。患者さんはカルテ通りに看護すればいいわけじゃなくて、目で見えづいてあげることが重要だと気づいたそうです。目の前の固定観念にとらわれず物事の本質を見ることが必要だということでした。患者さんの看病に

限ったことだけではありません。私は前まで障がいのある人を見たら「こわい」とか「話しかけにくいな」などと思っていました。でも実際に話すと障がいのある方と自分は何一つ変わらないと気づきました。パネリストの方が言っていた事はこのことなんだろうなと思いました。

後半は生徒たちだけによる作文の発表と討論会でした。印象に残ったことは家族のあり方についてです。私も手を挙げて、討論会に参加しました。周りは知らない人ばかりだったからこそ、自分の家族のことも話してみました。話すのがつらいこともありましたが、でもその代わりに得たものの方が大きかったです。私はネガティブに考えてしまいがちなのに、同じ境遇に育ったのに前向きにとらえている人もいました。なかまがいたのがうれしくて、違う意見を聞くことで世界が広がっていくのが美しいことのように思えて、すごく満たされた気持ちになりました。

そして、私なりに結論を出してみました。その1つ目、真の人権とは何か。それは正解のないことで、悩み続けること。人それぞれの価値観で考えられているものだから、互いの意見も受け止める思いやりで成り立っているものだと考えました。

2つ目の人権なんてものがなぜ存在するのか。人権がないと人を思いやる気持ちが消えてしまっ、エゴのぶつかり合いの争いが起こったり、悲しむ人が増えてしまったりするからだと思います。

3つ目の人権に対する興味や知識の重要性をたくさんの人に知ってもらうためにどうすればよいか。まずは私自身がもっと人権について学び、その考えを共有しあうなかまを増やしていくことが大切だと感じました。

私なりに学んだ3つのことは間違ってもないし、正解でもないと思う。でもこんなに人権について理解しようと思えるのは初めてでした。これからは私の手でそんな人が増えるよう人権を学びます

5 終わりに

県内の参加者で、昨年も参加していた生徒は数えるほどしかいない。実行委員長も参加経験があるは1人で、「自分の考えで引っ張っていいのか」と戸惑い、他の未経験の実行委員長は「何をどうしていったらいいのか」と不安があり、互いに遠慮してしまい、実行委員会がスムーズに進まないことがあった。しかし、実行委員会を重ねていくうちに、経験者は要所要所で引っ張り、他の実行委員長は慣れてくるにしたがって意見を言い、自分から動けるようになっていった。

そして、これまでこの集会に参加してきた生徒たちが、徳島県教育委員会主催の「中・高生による人権交流集会」で、会の中心となって活躍してきた。今年の交流集会の役員であった高校3年生は、「来年の中学生集会に講師として呼んでよ。」と言ってくる。中学生に伝えたい思いがいっぱいあると言う。人権活動に生き生きと取り組んでいる先輩の姿が、中学生にとってのよきモデルとなり、その中学生が次のモデルとなっていくことで、いいサイクルが生まれてきている。

これまでずっと使わせてもらっていた会場の鳴門市人権福祉センターが、次年度は耐震工事が入ったため使えない。まずは会場を見つけて、23回目に向けてしっかりと準備していきたいと思う。

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2018/5/16 【朝日新聞】

高校生の妊娠、学びの機会を守る 公立高の自主退学、計674人 15、16年度

高校生が思いがけず妊娠した場合、退学せざるをえなかったり、学校に隠して出産したりするケースがある。従来、その実情はあまり知られていなかった。将来、自立して暮らすために学業を続けられるよう、支援の動きが始まっている。文部科学省が2017年度、公立高を対象に初めて実施した調査によると、15、16年度、高校が把握した生徒の妊娠は全日制1006人、定時制1092人の計2098人。懲戒処分として退学させたケースはなかったが、高校の勧めも含めた自主退学が全日制で392人、定時制で282人あった。妊娠した生徒が何に苦しんだのか、声を集めた人たちがいる。岡山県の元高校教諭で中国学園大講師・野村泰介さん（40）らによる「妊娠した高校生の支援を考えるプロジェクト実行委員会」（事務局・岡山NPOセンター）だ。野村さんは、妊娠した女子生徒が退学させられ、相手の男子生徒は何のともがめも受けないといった事例を、教師仲間から何度も耳にしている。「退学した後、どう暮らしているのか。学校から追い出して終わりにしているのか」と疑問を感じていた。性教育や母親支援に取り組む人たちと実行委を設立。今年1～3月にはウェブアンケートを行った。妊娠したと知った時、誰が相談相手になったかや、学業を続けられたかなど14項目を尋ねた。高校生で妊娠した人や、生徒の妊娠を経験した教諭ら約30人が回答。「勉強の場を奪わず、出産後に学校に戻る方法を教えて欲しかった」「卒業しなかったことを後悔している」などの声が寄せられた。これをもとに、「休学・復学など学びを続けられる体制づくり」などを提言にまとめ、3月末、同県備前県民局に提出した。大阪のある府立高校では、妊娠した生徒が、教職員らの後押しで学校生活

を続けた。16年、3年生2人が相次いで交際相手との子どもを妊娠した。保護者が気づき、生徒とともに「どうしたらいいか」と担任に相談した。2組とも産むつもりで、退学せざるをえないと半ば諦めた様子。担任は「続けられるよう一緒に考えましょう」と励ましたという。学校は職員会議で対応を話し合った。校舎は階段が多く、季節によっては寒かったり、暑かったり。「母体の安全を守るか」と危ぶむ声もあった。だが、生徒の将来を考えれば高校を卒業した方がいいと、学校として支えることに決めた。生徒や家族と相談しながら態勢を整えた。体育の実技はレポート提出に代え、体調が悪くなった場合に休む場所を確保。妊娠中の食事や健康管理、母子手帳の取得や健診について、教諭らがアドバイスした。1人は在校中に出産し、2人とも無事に卒業した。「生徒と毎日接している学校だからこそ、手厚く支援できた」と校長は振り返る。妊娠した生徒が中退すると自分から口にしても、辞めたくない場合が大半ではないか、と教頭はいう。「本音を引き出すのも教師の役目。生徒や保護者と協力すれば、乗り越えられない壁ではない。岩手のある県立高校には妊娠すると退学処分にする内規があった。妊娠を「問題行動」と捉えるのは不適切だと外部から指摘を受け、15年に削除した。また、各地の妊娠相談窓口などには「自主退学を勧められた」「学校に知られないように産みたい」といった声が寄せられる。学校の対応を疑問視する新聞報道などを受け、文科省は妊娠した生徒に高校が配慮した事例を集めて17年春、都道府県教育委員会などに送っている。つわりなどで欠席した場合は補習を実施▽球技大会、体育大会は応援に参加▽出産のため休学を許可▽保護者、かかりつけ病院との連絡網を確認する、といった内容だ。児童生徒課の担当者は「生徒の意向を聞き、保護者も交えて相談することが必要だ」と話す。

■ 2018/5/18 【朝日新聞】

**婚外子差別、尊厳傷つける
問題指摘し続ける元最高裁判事訴え**

結婚していないカップルから生まれた婚外子（非嫡出子）が差別されていることの問題を、最高裁判事として指摘し続けてきた弁護士の高橋徳治さんが4月下旬、東京都内で講演した。泉さんは「個人の尊厳」が尊重されることや「個人の尊重」の重要性を訴えた。泉さんが最高裁判事を務めたのは2002～09年。その間、泉さんが所属した第一小法廷で、婚外子の法定相続分を婚内子（嫡出子）の2分の1としていた民法規定を合憲とする判断が2度出された。泉さんは、いずれも「規定は憲法違反」とする少数意見を書いた。市民団体が都内で開いた集会で講演した泉さんが「すばらしい判断」と絶賛したのは、婚外子の相続差別を初めて憲法違反と判断した13年の最高裁の決定だ。決定には「子を個人として尊重し、その権利を保障すべき」「個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし」などの文言が盛り込まれ、泉さんは相続という財産権の問題を個人の尊重などの視点から判断した「画期的な決定」と評価した。一方でこの22日後、出生届に「嫡出子」か「嫡出でない子」か記載するよう求める戸籍法の規定が憲法違反かどうかが争われた最高裁の判決では、記載を「不可欠とまではいえない」としたものの、「憲法に違反しない」とする判断が示された。泉さんは講演で「判決から『個人の尊厳』の視点が全く消えてしまっていた」と批判した。13年に民法上の相続差別は撤廃されたが、出生届に嫡出子かどうかのチェック欄はいまも残る。泉さんは「歴史的にみれば、『嫡出子』は『正統性を持った子』という意味で使われてきた。『そうではない子』である『嫡出でない子』という言葉自体に差別的な意味が含まれている」とし、「記載させられる親や子どもの個人の尊厳を傷つけるものだ」と指摘した。講演の終盤には、「夫婦の姓」をめぐる司法判断と婚外子差別についても触れた。夫婦の姓を同じにするよう義務づける民法の規定を「合憲」と判断した15年の最高裁判決では、夫婦の姓が同じことについて「嫡

出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある」とされた。泉さんは講演の中で「法律婚とその子どもで構成される家族を正統とし、そうでない家族は非正統とみている問題のある判決」と指摘。「憲法は少数派の人権を守ることも保障している。その秩序を守るのは司法の役割だ」と締めくくった。

■ 2018/5/24 【朝日新聞】

**医療的ケア児、保護者負担減へ方針
有識者会議「付き添い、真に必要な場合」**

たんの吸引といった医療的ケアを日常的に必要とする子どもが学校で増えていることを受け、文部科学省の有識者会議が23日、学校における医療的ケアの実施についての「中間まとめ」を出した。医療的ケア児は保護者が学校に付き添うよう求められることがあり、保護者の負担が大きいという指摘があるため、保護者の付き添いは「真に必要な場合に限るよう努めるべき」とした。教育委員会は医師や看護師、保護者の代表らで構成する「運営協議会」を設置しガイドラインを作成する——といった役割分担を明確化した。

■ 2018/5/29 【朝日新聞】

**保育施設事故、1.5倍880件 昨年、
全治30日以上**

内閣府は28日、2017年に報告があった保育施設や幼稚園、認定こども園での事故件数を発表した。全治30日以上は880件で、前年比1.5倍。子どもが亡くなった事故は8件（8人）だった。事故は前年より293件多かった。内閣府の担当者は、15年度に義務づけた事故報告が周知されてきたことが件数増加の要因と分析。都市部を中心に保育関連施設の利用者が増えたことも影響したという。内訳では骨折が698件と最多。次いで指の切断や唇・歯の裂傷など「その他」が160件だった。意識不明の重体は9件で、場所は認可保育施設が7件、認可外保育施設が2件。死亡事故は認可外保育施設で4件、認可保育施設で2件、認定こども園と病児保育でそれぞれ1件起

きた。睡眠中に死亡したのが5件で、プール活動や水遊びが1件、その他が2件だった。「その他」のうち1件は、病児保育での死亡事故。統計のある3年間で初めてで、東京都内の施設の4歳児だったという。政府は昨年11月に児童福祉法施行規則を改正し、認可外保育施設などの事故報告も義務化した。今回の報告は一部にとどまった。来年10月には認可外を含む幼児教育・保育の無償化が本格実施される見通しで、担当者は「事故報告を周知徹底していきたい」とする。15年度から報告が義務化された小学生が利用する学童保育の事故は362件（前年比74件増）で、2年連続増。

■ 2018/6/2 【朝日新聞】

減る人口、膨らむ社会保障費 出生数100万人割れ

出生数が2年連続で100万人を割り、人口減少が続く。政府は反転へさまざまな対策を打つが、家計への不安や保育所の不足など、子育て環境の整備にはほど遠い。社会保障制度の支え手が減ることで、負担増や福祉サービス削減の議論が本格化しそうだ。2017年の出生数、過去最少94万6千人。経済的負担で「子ども」踏み切れず「子どもは1人までだね」。都内の病院で非常勤で働く医療職の30代女性は、保育園に通う長男が生後間もない時、夫にこう水を向けられた。2人目もほしかったが、「そうだよ」と答えた。住居費に加え、夫の奨学金返済もあった。家計はぎりぎり、貯金にまわす余裕はない。夫は、二つのパートを掛け持ちするが、定職について収入が安定しないと2人目には踏み切れない。国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」（2015年）によると、理想とする子どもの数は2・32人、予定数は2・01人で差がある。理由を複数回答で問うと、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（56・3%）がトップ。妻の年齢が35歳未満の若年層では約8割にのぼる。結婚や出産をめぐる意識が変化する一方、子どもを望む場合は経済的負担がネックになっている。「希望出生率1・8」を掲げる政府は、来年10月に幼児教育・保育の無償化を実施する

方針だが、老後への不安もあって決定打になりそうにない。さらに、認可保育施設に入れない待機児童は、昨年4月時点で約2万6千人いる。産んだ先の子育て環境の整備も追いついていない。出産後の仕事への復帰に対する不安から出産を悩む人もいる。子どもを持つことは、労働環境の整備とも密接に絡む。立命館大の筒井淳也教授（家族社会学）は「長時間の残業も、転勤もある働き方を夫婦がともに続けるのは難しい。若い世代は、無理な働き方ではなく安定した給与を得ながら、同じ地域に住み続けて家族を持つということに、リアリティーを持ってないでいる。男性も含め、将来への展望を描けるような働き方に変えていくことが重要だ」と指摘する。

■ 2018/6/3 【朝日新聞】

文科省、個別の学びに重点 学習状況データ化／学年越えた授業 教育将来像報告へ

文部科学省は、小中高生たちの学習状況や成果をデータ化して蓄積し、一人一人の特徴に合う「学びの個別化」の研究開発に乗り出す。学年が異なるグループによる学習や飛び入学も促す。「教師が同じ内容を一律に教える」という従来の授業のスタイルだけに頼らず、自立した学びを続けられる人材を育てる狙いだ。背景にあるのは、進展するAI（人工知能）技術の発達や情報化だ。「人間の多くの仕事が代替される」「必要な能力が刻々と変わる」といった懸念があるなか、文科省では昨年以降、林芳正文科相や有識者らが学校教育の将来像を議論してきた。林氏が5日にも報告書を公表する。報告書は今後の学習指導要領や教科書、授業のあり方についての議論に対して影響を与える可能性がある。報告書では「自ら考え抜く自立した学び」とともに、AI技術などの仕組みや限界を知るための理数系の力を重視。学習状況のデータ化により、それぞれに合う学びの「個別最適化」を進める。一方、「教科書を十分に理解できない子どもが多い」との指摘があるなか、基礎的読解力を身につけさせることを「公教育の責務」と位置付けた。大学や高校段階では「文理両方」の学び

を打ち出した。人文・社会科学系の学部に進んでも数学や工学などAⅠ技術に関わる素養を身につけられるよう大学の授業の見直しを促すほか、AⅠ技術の高度専門教育の拠点を設けるとしている。センター試験に代わる大学入学共通テストで2024年度から「情報」を科目に追加することを検討する。高校では現状、普通科（1学年約70万人）の7割（同約50万人）が文系だが、確率や統計などを学ばせることで「文理分断」を改めることも盛り込んでいる。高校については自治体や企業と連携し、福祉や農林水産、観光などの分野で地元の課題を解決する人材を育てる「地域高校」の創設も想定している。

■ 2018/6/6 【朝日新聞】

低所得家庭の学費減免 高等教育、奨学金拡充 骨太の方針

5日に公表された政府の「骨太の方針」の原案には、消費増税分を使って大学など高等教育の負担を軽減する具体策が盛り込まれた。年収380万円未満の低所得層の学生向けに授業料を減免するほか、給付型奨学金を拡充する内容で、2020年度から始まる。主な支援対象は年収270万円未満の住民税非課税世帯。国立大に通う場合、授業料（年約54万円）を全額免除し、私立大の場合は一定額を上乗せし、70万円ほどを減額する。給付型奨学金には通学費や課外活動費、自宅外生の住宅費などが含まれ、私大に通う自宅外生なら総額年100万円規模になると想定される。また、年収300万円未満ならば非課税世帯の3分の2、年収300万～380万円未満ならば3分の1の支援額を出す。低所得層を集中的に支援することを問題視する声もあり、自民党教育再生実行本部はより幅広い層が支援を受けられる制度として国が授業料を肩代わりし、卒業後に収入に応じて「後払い」する仕組みを提案している。ただ、この日の原案では反映されず、中間所得層については「機会均等について検討を継続する」との表現にとどまった。

■ 2018/6/7 【朝日新聞】

幼保無償化「格差が拡大」 野党「税金配分、高所得者に手厚い」

「低所得者よりも高所得者が優遇される『逆社会保障』だ」。6日に開かれた衆院厚生労働委員会で、幼児教育・保育の無償化策について野党議員が独自試算に基づきこうした主張を展開した。新たに投入される税金が高所得者層に厚くなることで「格差が拡大する」として、政策の妥当性に疑問を呈した。質問したのは国民民主党の山井和則・元厚労政務官。保育所、幼稚園、認定こども園に通う人数や年収別の利用者の負担額から試算した。その結果、新たな無償化策にかかる費用（税）は約7948億円。このうち、利用者の人数構成で15・3%を占める住民税非課税世帯に投入されるのは、258億円で3・2%。一方、人数構成で13・3%にあたる年収800万円以上の世帯には18・5%の費用が投じられる。山井氏は「人口では非課税世帯の方が年収800万円以上の人より多いのに、（費用の配分は）5倍以上の差がある」と指摘し、「格差を拡大するような政策だ」などと批判。その上で、高所得者層がより恩恵を受ける形になる無償化策より、子どもの貧困対策など低所得者層を意識した政策を優先すべきだと訴えた。これに対し内閣府子ども・子育て本部の川又竹男審議官は、「現行の保育料の設定において、低所得者層はすでに相当程度軽減されており、様々な要素を考慮する必要がある」と反論。利用料は世帯収入や子どもの数によって異なり、すでに生活保護世帯の全ての子どもと、住民税非課税世帯の第2子以降が無償になっていることなどを念頭に置いた発言とみられる。加藤勝信厚労相もまた、「無償化は諸外国でも所得制限を設けずに行っている」と政策の正当性を訴えた。

■ 2018/6/14 【朝日新聞】

**18歳成人、22年春から改正民法成立、
146年ぶりの変更**

18歳を成人とする改正民法が、13日の参院本会議で与党などの賛成多数で可決され、成立した。2022年4月1日に施行され、18、19歳は携帯電話や各種ローンなどの契約を1人で結ぶことができるようになる。一方、若者の消費者被害が拡大する懸念もあり、政府は消費者教育を充実させる。成人年齢は、1876（明治9）年に太政官（だじょうかん）布告で20歳と定められて以来変わっておらず、146年ぶりの歴史的な変更となる。改正法には、女性が婚姻できる年齢を現行の16歳から男性と同じ18歳に引き上げる内容も盛り込まれた。民法と併せて、旅券法など22法も改正された。これにより、年齢要件が「20歳」とされていた有効期間が10年のパスポート（旅券）取得などは18歳からできるようになる。また「未成年者には免許を与えない」などという言葉で年齢要件を定めていた約130の法律は改正せず、適用年齢が20歳から18歳に引き下げられる。政府は若者の消費者被害を防ぐため、恋愛感情につけ込む「デート商法」などの契約を取り消せる改正消費者契約法を今国会で成立させた。成人式のあり方や実施時期も問題となるため、省庁の連絡会議で、若者への啓発のあり方など課題を洗い出し、対策をまとめる方針だ。

■ 2018/6/24 【朝日新聞】

**外国人の子、日本人の2倍
特別支援学級に在籍する割合
「言葉の壁」背景か 民間調査**

ブラジル人ら外国人が多く住む地域の小学校で、外国人の子どもが日本人の2倍以上の比率で障害児らを教える特別支援学級に在籍していることが、民間団体の調査で分かった。日本語が十分にできないために障害があると判断され、特別支援学級に入れられている例もあるといい、調査した団体は「実態把握と支援が必要だ」としている。調査したのはN

PO法人「国際社会貢献センター」（ABIC）。2015年に三重、愛知、群馬、静岡の4県で外国人児童が多い113小学校を調べたところ、日本人の児童は4万9159人中730人（1・48%）が特別支援学級に在籍し、外国人は1886人中116人（6・15%）だった。16年は岐阜県を加えた5県の117校を調べ、特別支援学級在籍率は日本人2・17%、外国人5・94%。17年は滋賀県を加えた6県の355校を調べ、日本人2・26%、外国人5・01%だった。特別支援学級は障害がある児童らを教えるために置くことができる。文部科学省は対象児童を決める際は障害の状態や教育上必要な支援などを考慮し、障害の判断は「総合的かつ慎重に」するよう求めている。外国人児童が多く通う学校の校長らによると、「日本語ができないことは特別支援の対象」としている例や、日本語が理解できないため、障害があるかどうかの見分けが難しいケースがある。ただ、文科省特別支援教育課はこうした実態を「調査しておらず、理由は分からない」としている。

■ 2018/6/27 【朝日新聞】

**子どもの引き渡し、ルール見直し方針
同居の親立ち会い不要に**

離婚した夫婦間で子どもを引き渡すルールについて議論をしている法制審議会（法相の諮問機関）の部会は近く、親権者が子どもを強制的に連れ出す場合の見直し案をまとめる。同居する親が立ち会わなくても連れ出しを認める方向で、今秋にも答申する。法制審は、国際結婚の破綻（はたん）などで親が日本に連れて帰った子どもの引き渡しのルールについても議論し、同様の強制的な手続きを認める方向となりそうだ。答申されれば、法務省は民事執行法や、国際的な子どもの引き渡しルールを定めたハーグ条約の国内法の改正案を国会に提出する方針。上川陽子法相は26日の会見で「強制執行の実効性を確保しながら、子どもの心身の負担に最大限配慮した規律が設けられるよう、部会で審議がされることを期待している」と述べた。国内の夫婦が

離婚した場合、子どもの引き渡し方法をめぐ
る法的な決まりは現在ない。このため、親権
者から申し立てがあれば、裁判所の執行官は
民事執行法の動産の引き渡し規定に基づいて
強制的な連れ出しを行っており、執行の際は、
同居する親が立ち会うことが原則となってい
た。部会が近くまとめる見直し案では、強制
的な連れ出しを認める条件として、子どもが
虐待を受けるなど生命に危険が迫っていたり、
同居する親が親権者との話し合いに応じない
など、非協力的だったりする場合を想定。連
れ出し時には親権者の立ち会いを原則必要と
する一方、同居している親の立ち会いは不要
とする。昨年9月にまとめた中間試案では子
どもの心身の負担を考慮し、強制的な連れ出
しの前に猶予期間を設け、同居する親に制裁
金を払わせて自主的な引き渡しを促すことな
どを盛り込んでいた。しかし、パブリックコ
メント（意見公募）では「引き渡しに協力的
でない親には実効性がない」「虐待を受け、一
刻を争うケースもある」といった反対意見が
寄せられたこともあり、修正した。また、日
本が2014年にハーグ条約に加盟して以降、
子どもを日本に連れ帰った親が引き渡しを拒
むケースも相次いでおり、今年5月に公表さ
れた米国務省の年次報告書は日本を「条約不
履行国」と指摘。このため、部会はハーグ条
約に基づいた引き渡しが確実に実現できる方
法の整備についても議論する。

■ 2018/6/27 【朝日新聞】

大学「生き残り」へ中教審が提言 連携・統合進める3案

「2040年の大学のあり方」などを議論し
ている中央教育審議会の部会が25日、大学
が連携・統合するための3パターンを打ち出
した。18歳人口が減り、社会構造も変わる
ことを見据え、一つの国立大学法人が複数
の国立大学を運営できる仕組みを提言するな
ど、大学の「生き残り」を意識した内容とな
った。連携・統合案は、中教審大学分科会
の将来構想部会（部会長＝永田恭介・筑波
大学長）の中間まとめに盛り込まれた。部
会は25日に了承し、中教審は今秋、林芳
正文部科学相へ

答申する予定だ。中間まとめは具体案とし
て①複数の大学が国公立の枠を超えて「大
学等連携推進法人」（仮称）を作り、単位互
換などをしやすくする②一つの国立大学法
人が、複数の国立大学を「アンブレラ方式」
で運営できるようにする③私立大が、他大
学の一部の学部だけを譲渡できるようにす
る――の3パターンを提示。文部科学省が関
係の法令改正などに取り組むべきだとした。
このうち②は既に名古屋大と岐阜大、静岡
大と浜松医科大、北海道の帯広畜産大・北
見工業大・小樽商科大の三つの計画が明
らかになっている。国からの運営費交付金
が減少傾向にある中、他の国立大も追随
する可能性がある。

■ 2018/6/28 【朝日新聞】

成績・進学期待、収入に比例 文科省、 小中の保護者調査

保護者の収入が多く学歴が高い家庭ほど、
子どもは成績が良く、大学進学にかかる期
待も高い。昨春の全国学力調査を受けた小
6と中3の保護者を対象にした調査で、そ
んな傾向がわかった。文部科学省が27日
に調査結果を発表した。子どもに大学進
学を期待するのは収入や学歴が高い層では
8割に上るが、低い層は3割にとどまっ
ている。小中学生の段階から家庭環境によ
って、学力とともに進学への期待にも違
いが生じていることが、調査によって裏
付けられた形だ。政府は低所得層の子の
進学を支援しようと、2020年度から大
学など高等教育の授業料減免や給付型奨
学金を拡充する。ただ高等教育への進学
をさらに広めるには小中学生の段階から
の対策も必要になってくる。保護者調査は
13年度に続いて2回目。今回は昨年4月
に全国学力調査を受けた公立学校の小6と
中3の保護者のうち約12万2千人が答え
、お茶の水女子大が分析した。両親の収
入や学歴をもとに保護者を「上位層」「中
上位層」「中下位層」「下位層」の4グル
ープに分割。学力調査の成績との関係を
みると小6、中3ともいずれの教科も、層
が上がるほど平均正答率が高かった。例
えば、中3の「数学A」は上位層の77・1
％に対し、下位層は52・8％で、20ポ
イン

ト以上の差がついていた。格差は、子どもの進学への期待にも表れている。「どの段階の学校まで進んでほしいか」という設問で「大学」と答える人は、小6の上位層では80・8%だが、下位層は33・2%。中3も上位層の81・0%に対して下位層は29・3%にとどまり、小中とも約50ポイントもの差がある。保護者の収入や学歴の下位層に分類された子どもの中で、小中とも1割ほどは学力調査の正答率で上位25%に入っており、不利な環境を克服していると言える。今回の調査は同じ下位層の中での違いも分析した。正答率が高い子への保護者の働きかけをみると、「小さいころ絵本の読み聞かせをした」「本や新聞を読むようにすすめている」といった項目で、保護者の積極的な姿勢がみられたという。また、子ども自身も小中ともに「授業の復習をしている」と答える割合が高かった。一方、子の進学への保護者の期待では同じ下位層でも大きな差がある。中3のうち「大学進学」を望むのは、正答率上位25%の子の保護者は62・7%だったが、それ以外の保護者では26・7%にとどまった。

■ 2018/6/30 【朝日新聞】

中学部活の週休2日、 強豪校は「負けても理由にしない」

運動部活動の「週2日の休み」の導入に、32都府県の教育委員会が乗り出し、一部では独自の施策にも取り組んでいる。部活動に懸命に取り組む生徒からは戸惑いの声も上がる一方、実績を残しながら、活動時間の“総量規制”に乗り出している学校もある。中学運動部「週2日休み」広がる 32都府県教委が方針「週2日の休みがあるから柔道だけでなく、勉強もチェロの練習もできる」。長野市立犀陵（さいりょう）中の柔道部1年の金井遥香さん（13）の将来の夢はチェリスト。4歳から続けるチェロに加えて今春柔道部に入部した。柔道部員は男女25人。他の習い事をしている部員は複数いる。同校では数年前から朝練を原則禁止し、昨年からは本格的に週2日の休養日を実施している。大会でも実績を出している。昨年12月、長野県の新人大会の男子団体で県3位に輝くな

どした強豪校だ。県は睡眠や家庭学習の時間が全国平均より短いことを問題視し、2014年に中学のスポーツ活動指針を独自に作った。週2日以上休養日や、朝練は原則禁止などとした先進県。長野市は県の指針を受け徐々に実施していくように各学校に呼びかけた。涌井雅幸監督（51）は週2日の休みや朝練禁止のメリットを感じる。「練習の時に子どもが元気になった。短い時間でも質の高い練習はできる。何より柔道の楽しさを感じてほしい」同校では今年度から各部の月間予定を張り出し、週2日の休養日を明示。お互いの部がしっかり休みを設けているのか、生徒も含めて確認するためだという。全国大会2年連続優勝を果たし、今夏は3連覇をめざす埼玉県春日部市立豊野中の女子バスケ部。「部活動の日数が減ったら焦ります。今も時間が少ないのに」。部長の3年宮川桜さん（14）は話す。現在休養日は設けていないが、平日の活動時間は朝練と放課後の計3時間弱。日没が早い冬季はもっと少ない。田中英夫監督（59）は日常的に「部活が全てではない。勉強や行事など、部活以外のことをまず頑張ろう」と部員に伝えているという。今後週2日以上休養日が設定された場合、「できる範囲で集中して活動すればいい」と考える。ただ、全国大会出場を目指して入部する生徒も少なくない。田中監督は「もし負けても休養日は理由にしない。優勝を目指す子どもたちの気持ちもよくわかるので、やるからには勝とうと指導していきたい」。

■ 2018/7/4 【朝日新聞】

奨学給付金、2万人申請漏れ 低所得者向け、周知へ 高校生対象

低所得世帯の高校生を対象に、通学用品や修学旅行費などが支給される「奨学給付金」に申請漏れが多くあることがわかり、文部科学省は制度案内のリーフレットを作成した。4年前から始まった制度だが、周知不足もあり、申請漏れは私立高校生だけでも推計約2万人。国公立高校生の対象者数はわからず、申請漏れはさらに多いとみられる。高校生の奨学給付金は、生活保護や住民税が非課税の低所得世帯に対して、授業料以外の教育費を支援す

る返済不要の制度で、2014年度から始まった。支給対象は7月1日時点の課税状況で決まる。一部の都道府県では、すでに今年度の申請の受け付けを始めている。非課税世帯の全日制に通う第1子は、国公立で年約8万1千円、私立で年約9万円が支給される。15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、国公立が年約13万円、私立が約14万円だ。通信制では3万円台となる。16年度は、国公立の高校生約31万人（8・7%）、私立高校生約13万人（3・8%）が受給した。文科省が私立高校の授業料を補助する就学支援金の受給者を調べたところ、約15万人が非課税世帯に該当していた。このことから、約2万人が申請すれば受け取れる奨学給付金を受け取っていないと推計する。国公立高校では、非課税世帯かどうかのチェックができず、申請漏れの生徒数が多数いるとみられる。文科省は今年度初めて、奨学給付金と就学支援金を同時に案内するリーフレットを作成し、同省のサイトに掲載。2日に都道府県に配布した。国公立別のリーフレットには、受給するには保護者が住む都道府県に申請する必要がある、と明記したうえで、問い合わせ先の一覧を載せている。

■ 2018/7/10 【朝日新聞】

図書館、首長部局に移管可能 地域活性化へ「特例」で 中教審分科会

中央教育審議会の生涯学習分科会は9日、図書館や公民館、博物館など公立の社会教育施設を通じた地域活性化策として、特例で教育委員会から首長部局に移すこともできるとする方針をまとめた。中教審はこれをふまえ、今年中に林芳正文部科学相への答申をまとめる。自治体の社会教育施設は現在、教委の所管。だが一部の自治体から、まちづくりや観光施策などの一体化のため、条例を定めれば首長部局に移せるようにする提案が政府に出ていた。分科会は、社会教育の事務は今後も教委が所管することを基本とした上で、社会教育施設については首長が所管できる特例を設けるとした。条例で教委の意見を聞くことを義務づけるなどを条件とし、政治的中立性や継続性・安定性を確保することを求めた。

■ 2018/7/10 【朝日新聞】

日本語教える先生、養成本格化 外国籍の子ら増加、研修で専門的に

日本語指導を必要とする子どもが増えるなか、日本語を教える専門性をそなえた教員を育てていこうと、各地で取り組みが始まっている。国も、教員の養成や研修のモデルプログラム作りに乗り出した。「言葉の問題なのか、発達障害なのか。そう考えるのではなく、目の前の子がどこにつまずいているのかを見ましょう」6月下旬、浜松市教育センターで、日本語指導担当の教員らを対象にした「外国人児童生徒指導リーダー研修会」が開かれた。この日のテーマの一つは、日本語指導と発達障害。様々な子どもの学習支援に携わる、NPO法人アジャスト（愛知県）の清長豊代表理事が講師をつとめた。参加した小学校の女性教諭（48）は「日本語が理解できないからなのか、発達障害からなのか、見分けが難しいケースにまさに直面している」と言う。「子どもの行動を細かく見て、そこからどういう指導、教材が必要なのか考える。それでいいんだと腑（ふ）に落ちた」浜松市には、日本語指導を必要とする小中学生が多く暮らす。市教委によると、市内の外国籍児童生徒は1727人（5月1日現在）。このうちの1085人と、日本国籍の177人の計1262人に日本語指導が必要と判断した。市立小中学校の約8割に在籍する。市教委では昨年度、日本語指導の核となる教員を育てようと、この研修会を始めた。校長から推薦を受けた教員を対象に、より専門的な外国人指導などを学ぶ。通訳や支援員など、様々な人材をコーディネートする力も育みたいという。日本語指導担当の教員は数年単位で代わることが少なくない。市教委教育総合支援センターの櫻井敬子・外国人支援グループ長は「核となる人材を育て、その教員が市内各地で中心となり、指導の全体のレベルを上げられれば」と言う。「市の目標は、編入後3年で学級活動にある程度参加できる力をつけること。自分の力で学習できる子に育てることは、自立した社会人につながる」福岡市では昨年、日本語指導専門の教諭を年度途中なが

ら初めて募集した。59歳以下、正規教員として3年以上の勤務経験、日本語指導経験がある、もしくは指導可能——などを要件に小中計20人を募り、17人を採用。学級を持たず、日本語指導に専念する。市教委によると、日本語指導が必要な小中学生は昨年2月末に324人で、15年の266人から急増。担当者は「即戦力を確保するとともに、専門的に指導できる人を育てたい。学校の事情で日本語指導担当が決まる現状では、せっかくの経験が生かされない」と言う。今年度は、通常の教員採用試験でも「日本語指導」の枠を設けた。日本語指導が必要な小中高校生らが9275人（16年5月1日）と全国で最も多い愛知県。国立の愛知教育大は昨年度、小学校の教員養成課程に日本語教育選修を設けた。今年度は「外国人児童生徒支援教育」を必修化。2年生約900人全員が前期に履修する。上田崇仁教授（日本語教育学）は「多くの子にとって、最初に出会う日本社会が学校。慣れない言葉で新しいことを学ぶ大変さに寄り添い、支えるためには、教員の力の底上げが喫緊の課題だ」と話す。文部科学省の調査によると、日本語指導が必要な子どもは、2016年5月1日時点で全国の公立小中高校などに4万3947人。前回調査の14年度から6852人増え、1991年に調査を始めて以来、最も多くなった。一方、日本語指導が受けられたのは、このうちの7割超。指導できない学校側の理由では、「担当できる指導者がいない（足りない）」などの回答が多かった。文科省は14年、学校教育法施行規則を改正。個別の日本語指導を「特別的教育課程」として正規の教育に位置づけた。17年度には、日本語教育学会に委託し、日本語指導を担当する教員の「養成・研修モデルプログラム開発事業」を始めている。同事業の調査研究本部代表をつとめる、東京学芸大の齋藤ひろみ教授（日本語教育学）は「教員に求められる資質や能力をもう一度整理し、その力を養うにはどうしたらいいのか。議論していきたい」と話す。

■ 2018/7/17 【朝日新聞】

A I時代の教室未来図 文科省・経産省、相次ぎ公表

「未来の教育」に向けた報告書や提言を文部科学省、経済産業省が相次いで公表した。どちらも人工知能（A I）やビッグデータの技術を活用。一人ひとりに合った学びの実現を目指す。それぞれの違いや背景は何か。A I技術などが高度に発達した社会である「Society（ソサエティー）5・0」で生きるには、どんな能力が必要か。こんなテーマについて文科省は昨年11月、有識者会議を立ち上げた。省内の職員らも議論を重ね、教育の将来像を模索した。先月にまとめた報告書は、人々に共通して求められる力として（1）文章や情報を正確に読み解き、対話する力（2）科学的に思考・吟味し活用する力（3）価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力——を挙げた。さらに、今後の政策の方向性として、まず「公正に個別最適化された学び」を示した。学びの過程をデータ化して蓄積し、それぞれの苦手な点の克服などに生かす。2点目が「読解力など基礎的な学力や、情報活用能力」。3点目に「文理分断からの脱却」を掲げた。現状は多くが文系に進むが、高校で確率や統計、プログラミングなどを学べるようにするほか、大学でも数学や工学の学びを重視する。文科省は今後、こうした取り組みを具体化させ、来年度予算の要求にも反映させる考えだ。経産省では1月から研究者や中学校長、教育長らの研究会で検討を開始。5回のワークショップで中高大学生ら計131人の意見を集め、6月に提言をまとめた。産業の人材育成を担う経産省が学校教育のありかたを提言するのは異例だ。今の教育への評価は厳しい。「なぜ学ぶかはさておき『まず勉強』『問いを疑う訓練に欠ける』。育てたい力として（1）小さな気づきを改革につなげる「50センチ革命」（2）組織や国境を越える「越境」（3）「試行錯誤」といったキーワードを掲げた。さらに「今を前提としない2030年の教室」を描写した。教科学習は、学習履歴のデータをもとに個人に合った内容をタブレットなどで学ぶ「個別最適化」を進

め、効率化する。教科や学年、時間数の概念も薄まるという。先生の役割も、データに基づく個別指導や生徒の意欲の喚起など多様化するとしている。提言をふまえ、先進技術で子どもの興味を呼び起こすプログラムなどの実証事業を始める。両省が学校教育のあり方を見直そうとしたのは、AI技術の発達などによって将来の暮らしや働き方が見通しづらくなってきているからだ。「労働人口の半分がAIやロボットに代替される」との予測も語られ、少子高齢化により効率よく働き続けることも必要になる。こうしたなか「人が身につけるべき力とは何か」に関心が高まっている。「社会の変化に対応しなければ」との危機感は、これまでの教育改革の議論でも繰り返し語られた。ただ、従来と違うのは技術の発達により、学習のビッグデータの活用やオンライン授業など、個々人に合わせた効率的な学びの手段が現実化しつつあることだ。東京工業大の赤堀侃司（かんじ）名誉教授（教育工学）は両省の動きを歓迎しつつ「データが子どもの微妙な変化に気づく“先生”に代わると考えるのは過信だ」と留保をつける。日本大の広田照幸教授（教育社会学）は「両省とも個別学習を進めるというが、得意な子と苦手な子の格差がいま以上に広がる恐れがある。ビッグデータを誰がどう管理するかも問題だ」と指摘する。共栄大の藤田英典教授（同）は「デジタル技術を提供するのは企業で、収益を目指す中、公教育の質をどう担保するのか。現場も技術を使いこなす時間的なゆとりがない」と話す。

■ 2018/7/20 【朝日新聞】

学校活動見直し、文科省「柔軟に」 愛知の小1死亡受け

愛知県豊田市の市立小学校で1年生の男児が重度の熱中症によって亡くなったことを受け、文科科学省は18日、都道府県教育委員会などに対し、熱中症事故の防止を呼びかけた。気温や湿度に注意したうえで、活動の中止や延期、見直しなどの柔軟な対応をすることや、こまめな水分と塩分の補給や休憩を促している。また、多くの学校が夏休みの時期

に入るため、部活動など子どもだけで活動する機会が増えることについても注意を求めている。

■ 2018/7/20 【朝日新聞】

「特別な配慮」必要な児童 就学前支援に遅れ

民間の幼稚園や保育園で、「特別な配慮を要する児童」と呼ばれる子どもが増えている。卒園後を引き継ぐ小学校と所管が異なる役所の「縦割り」などで十分な対応が取れておらず、施設により受け入れに差が出ているという指摘もある。医療的ケアが必要な子も、地域の学校に通えるプールではしゃぐ子どもの声が響く茨城県笠間市の私立認定こども園「すみれこども園」。県教委や市の関係者が11日、施設を訪問し、工作で折り紙をする5歳児のクラスを視察した。このクラスには両脚マヒで車いすを使う女児が在籍する。自宅で療育していたが、「小学校入学までに集団生活を体験させたい」という保護者の希望を受けた市教委の要請で、今春に入園した。同園は約25年前から発達障害、注意欠陥・多動性障害（ADHD）といった児童延べ約20人を受け入れている。今年度も約300人の在籍児童のうち2人が「要配慮児」だ。女児の受け入れにあたり、ロッカーを低くし、車いすが通れるよう教室内の配置を変えた。さらに保育士1人を定員より増やして配置し、支援に充てている。増やした職員に対しては行政の補助金があるが、それでも受け入れは簡単ではないという。柴田幸子園長は「全国的な保育士不足の中で職員の確保は厳しい。児童に合わせた対応ができる職員を育成するにも時間がかかる」と話す。市教委は女児の受け入れ先を探す際、他園にも意向を確認したが、バリアフリーが不十分だったり、増やす職員が確保できなかったりしたため断念したという。同市では今年度から、就学前の要配慮児の支援を目的に、保健師と元特別支援学校教諭がアドバイザーとして連携。市内の全幼稚園・保育園の訪問を始めた。アドバイザーを務める内田幸枝さんは「（要配慮児への）理解次第で園の対応に差が出ている。当事者に

負担を押しつけないよう調整する役目が必要だ」と話す。茨城県教委によると、このような「特別な配慮を要する児童」は教育や保育現場で使われている通称で、具体的な定義はない。このため幼稚園・保育園といった就学前施設での調査はされていないが、増加しているのは確実とみられる。要配慮児の相談のため、施設側からの依頼で県教委が行っている巡回派遣は、2008年度が536件だったのに対し、昨年度は1747件と急増している。「以前なら入園を断っていたケースでも施設側が受け入れに前向きになってきている」（特別支援教育課）ことも要因となっているようだ。支援の遅れは、対象となる園児の育成に影響を及ぼす恐れがある。園側が「発育が通常と違う」と気がついて、「障害を認めたくない」と感じる保護者に否定されることも多く、そうなれば支援の手が届かなくなってしまう。十分な支援を受けられないまま、小学校に入ってから特別支援学校に移るケースもある。就学前施設での要配慮児の対応が遅れている原因の一つとされるのが役所側の「縦割り」構造だ。私立の場合、役所での所管は、幼稚園が総務、保育園が保健福祉と部門が異なる。公立小学校の所管は部局が異なる教育委員会となるため、連携が取りにくい。笠間市のように、保健福祉部局と教育委員会が常時、連携できているケースは極めて珍しいという。まとめ役を担う県は昨年度、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、就学前教育・家庭教育推進室を設置したが、「いまだに壁は高い」（大崎弘美室長）という。柴原宏一教育長も「就学前での障害者支援は遅れており、ようやく動き出した段階」と話す。

■ 2018/7/28 【朝日新聞】

「教員労働時間改善を」 OECD

経済協力開発機構（OECD）は27日、日本の教育政策に関する検証結果を発表した。日本の教育の特徴として授業に加え、給食や清掃、課外活動など幅広い取り組みが子どもの成長を支えていると評価。こうした特徴を維持しつつ、教員の長時間労働を改善し、技量を上げることが必要だと述べている。

■ 2018/7/30 【朝日新聞】

虐待死「3分の1は心中」 子どもの権利意識、低い日本

木村草太さん（首都大学東京教授）の話。東京・目黒の船戸結愛（ゆあ）ちゃんの事件は、自分の子と同じ年頃でもあり、最初はつらくて見ていただけでありませんでした。日本は基本的には人権を大切にす国ですが、子どもの権利に対する意識は本当に低い。ないがしろにされていると、ずっと感じてきました。子どもに対して暴力を振るう、危険な状態にさらす、といったことに、われわれ大人は鈍感すぎると思います。子どもは生まれたその日から一人の個人であり、尊重されるべき存在です。しかし自分で声を上げることができず、判断能力にも限界がある。社会の側が強い関心を持っていないと、実際に権利を使えないのです。虐待は子どもの権利を踏みにじる行為ですが、個別の事案を取り上げて対策を講じるだけでは解決しません。何が起きているのか、データをもとに全体像を把握し、対策を取ることが重要です。例えば、虐待死の3分の1は心中です。2014年、千葉県銚子市で、中学生の娘を母親が首を絞めて殺害した事件がありました。生活苦で、県営住宅から追い出されるその日に起きた事件です。生活保護を受けられるはずの世帯なのに、市役所の窓口で門前払いされていました。また、生後0日など、1カ月に満たない赤ちゃんが亡くなるケースが多いのも特徴です。10代の母親が望まぬ妊娠の末、トイレで産み落としてしまうといった事例です。結愛ちゃんの件をきっかけに、警察と児童相談所の連携といった対策は進むでしょう。しかし子どもの命を救うためには、生活に困っている家庭の支援や、早い段階からの性教育が必要といった議論にはなかなか向かいません。それはなぜか。政治的権力を握る人たちが持つ家族についてのイメージが、非常に貧困だからでしょう。「夫婦が子どもを育てる」という家族のイメージしかないがゆえに、一人親や10代で妊娠した母親など、枠からはみ出た人の対策を取ろうとしない。それでは、部分的な解決に至ったとしても、より広い視点での解決には至り

ません。また日本は、「親が子どもの面倒を見るべきだ」という意識が強すぎます。親権が強すぎるとも言われますが、養育が困難な子どもを公的責任で育てる社会的養護が弱すぎることの反作用です。子どもを親から強制的に引き離した時の受け皿が用意できているか。一時保護所などの状況を見ても、管理が優先で、一人一人の要望に寄り添っているとは言いがたい状況です。貧困、性教育、社会で子どもを育てる仕組み。これらの問題を解決することはすべて、子どもの権利を実現することにつながっています。こうした視点を多くの人に持って欲しいと思います。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.158

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2018年9月1日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円